

## 宇部市多文化共生推進事業費助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、宇部市内で実施される外国人住民と日本人住民（以下「市民」という。）の交流を行う活動に対して助成金を交付することにより、本市における外国人住民と市民の相互理解を促進し、もって多文化共生の推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「外国人住民」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1及び別表第2の表に規定する在留資格を有する者で、宇部市で住民登録をしているものをいう。

### (交付の対象者)

第3条 助成金の交付対象となる団体（以下「事業主体」という。）は、広く市民に対して周知を行い、第1条の目的を達成するために市と連携して活動する能力があると認められる団体とする。

### (交付対象の事業)

第4条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、事業主体が行う事業のうち、次に掲げる要件の全てを満たす事業とする。

- (1) 外国人住民と市民との交流促進のための事業であること。
- (2) 市民の多文化共生推進のための外国人住民と連携した事業であること。

### (交付の対象経費)

第5条 助成金の交付対象となる経費は、助成事業を国・県等の助成を受けずに、事業主体が単独で事業を行うために要する経費とする。

### (交付金額)

第6条 助成金の額は、前条に規定する対象経費の2分の1以内とし、上限額は別に定めるものとする。

### (交付申請書)

第7条 助成金の交付を受けようとする事業主体は、電子又は宇部市多文化共生推進事業費助成金交付申請書（様式第1号）により、宇部市長（以下「市長」という。）に申請しなければならない。

### (交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の申請があつた場合においてその内容を審査した結果、助成金を交付することが適当であると認めるときは、助成金の交付を決定し、宇部市多文化共生推

進事業費助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

（概算払）

第9条 市長は、事業の運営上必要があると認めるときは、交付決定額を限度として、概算払の方法により助成金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき助成金の概算払を受けようとする事業主体は、宇部市多文化共生推進事業費助成金概算払請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 交付の決定を受けた団体の代表者は、助成事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、宇部市多文化共生推進事業費助成金実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（助成金額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、宇部市多文化共生推進事業費助成金確定通知書（様式第5号）を事業主体に通知する。

（助成金の精算）

第12条 前条の規定により助成金の額の確定通知を受けた事業主体は、助成金交付請求書（様式第6号）を、市長に提出しなければならない。この場合において、第9条の規定により概算払を受けている場合は、確定額から当該概算払の額（以下「概算払額」という。）を差し引いて請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求書の提出を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により確定した助成金の額を超えて概算払が交付されているときは、事業主体にその差額を請求するものとする。

（助成金の返還）

第13条 市長は、交付の決定を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、期限を定めて助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(1)虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2)助成金を他の用途に使用したとき。

(3)その他この要綱の規定に違反したとき。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(検討)

2 市は、この要綱の施行後3年以内に、助成金交付の必要性等の検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

様式第1号

宇部市多文化共生推進事業費助成金交付申請書

年 月 日

宇部市長 様

申請団体名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

宇部市多文化共生推進事業費助成金の交付を受けたいので、下記の関係書類を添付して申請します。

記

- 1 概要書（任意様式）
- 2 事業概要書（別紙1）
- 3 予算書（別紙2）

事業概要書

団体名 \_\_\_\_\_

事業名	
事業期間	
事業目的と概要  (事業実施により見込まれる効果)	

## 別紙2

## 予 算 書

年度

団体名 \_\_\_\_\_

収入の部

(単位：円)

項 目	予算額	説 明
1 自己資金		
2 市補助金		
計		

支出の部

項 目	予算額	説 明
計		

様式第2号

宇 〇 第 号  
年 ( 年) 月 日

様

宇部市長

(公 印 省 略)

宇部市多文化共生推進事業費助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました宇部市多文化共生推進事業費助成金について、下記の金額を助成することに決定しましたので通知します。

記

交付決定額 円

注意事項

- 1 この助成金は、申請の目的以外には使用しないこと。
- 2 団体の解散等重大な変更がある場合は必ず届け出ること。
- 3 助成事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。

様式第3号

年 月 日

宇部市多文化共生推進事業費助成金概算払請求書

宇部市長 様

住所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

年 月 日付け字○第 号で交付決定のありました宇部市多文化共生推進事業費助成金について、下記のとおり概算払を請求します。

記

概算払請求額 円

助成金 交付決定額	概算払額		残額
	前回までに支払 を受けた額	今回請求額	
円	円	円	円

振込先金融機関	口座種別	口座番号	(フリガナ) 口座名義人
銀行	1 普通		
支店	2 当座		

宇部市多文化共生推進事業費助成金実績報告書

宇部市長 様

住所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

宇部市多文化共生推進事業費助成金に係る活動実績を、下記の関係書類を添付して報告します。

記

- 1 実施報告書（別紙1）
- 2 活動実績報告書（別紙2）
- 3 収支実績報告書（別紙3）

実 施 報 告 書

団体名 \_\_\_\_\_

事業名	
実施期間	
事業実施の 状況及び効果	

## 活動実績報告書

団体名 \_\_\_\_\_

月 日	行事名	内 容	場 所	参加者

- \* 「場所」欄には、( ) 書で開始時刻～終了時刻を記入のこと。
- \* 「参加者」欄には、( ) 書で外国人住民の数を記入のこと。
- \* 必要に応じて、活動内容がわかる写真等を添付すること。

## 収支実績報告書

年度

団体名 \_\_\_\_\_

収入の部

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	説 明
計			

支出の部

項 目	予算額	決算額	説 明
計			

様式第5号

宇 〇 第 号  
年 ( 年) 月 日

様

宇部市長

(公 印 省 略)

宇部市多文化共生推進事業費助成金確定通知書

宇部市多文化共生推進事業費助成金について、宇部市多文化共生推進事業費助成金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1 交付決定額         | 円 |
| 2 助成金確定額        | 円 |
| 3 概算払により既に交付した額 | 円 |

様式第6号

宇部市多文化共生推進事業費助成金交付請求書

年 月 日

宇部市長 様

住所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

年 月 日付け宇○第 号で交付決定、年 月 日付け宇○第 号で助成金確定通知のありました宇部市多文化共生推進事業費助成金について、宇部市多文化共生推進事業費助成金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

助成金請求額 円

交付決定額	助成金確定額	概算払により 既に交付を 受けた額	請求額
円	円	円	円

振込先金融機関	口座種別	口座番号	(フリガナ) 口座名義人
銀行	1 普通		
支店	2 当座		